

## 八王子市シニアクラブ運営補助金交付要綱

### (通則)

第1条 八王子市シニアクラブ運営補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、シニアクラブ(以下「クラブ」という。)の運営及び活動を円滑にさせ、もって高齢者福祉の増進を図るため補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付は、「シニアクラブ設立届」(様式 1)により、市長に設立の届け出がされ、別添「八王子市シニアクラブ運営基準」により運営されるクラブに対して行う。

### (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

2 補助金の算出にあたっては、毎月初日の申請においては当該月分より、毎月2日以降の申請においては翌月分より算出するものとする。

### (会員数の基準)

第5条 前条の補助金額にかかる会員は、4月1日から当該年度の補助金の交付を受けようとするクラブは4月1日現在の 60 歳以上の会員数とする。

2 4月2日以降に当該年度の補助金の交付を受けようとするクラブの補助金に係る会員は、申請日現在の 60 歳以上の会員数とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするクラブは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。また、前年度からの繰越金が交付申請額を上回る場合は、その理由を記した書類をあわせて提出しなければならない。ただし、市長が特別に認めたときはこの限りでない。

- (1)シニアクラブ運営補助金交付申請書(様式 2-1)
- (2)シニアクラブ運営補助金活動計画書(様式 2-2)
- (3)会員名簿
- (4)会則

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、内容の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を認めた場合は、別紙の「交付の条件」を付して交付決定し、「補助金交付決定通知書」(様式3)によりクラブへ通知する。

(交付時期)

第8条 補助金は原則として当該年度6月に一括して交付する。ただし、やむを得ない理由により交付できなかった場合はこの限りではない。

(指導)

第9条 市長は、クラブが補助金を運営及び活動に充当する経費として不相当と認めることがないように、必要に応じて帳簿等の記載について指導を行うものとする。

(クラブ名等の変更・休止)

第10条 補助金の交付を受けたクラブは、クラブ名、事務所住所、代表者氏名、電話番号及び届出印を変更するとき、又はクラブの活動を休止するときは「変更・休止届」(様式4)により市長に届出をしなければならない。

2 前項により休止をしたクラブが、休止をした年度末から起算して5年を超える日以後において活動を再開する場合、新たなクラブ番号で交付申請するものとする。ただし、5年以内に活動を再開する場合はこの限りでない。

(事故報告等)

第11条 補助金の交付を受けたクラブは、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けたクラブは、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算して1か月以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別に認めたときはこの限りでない。

(1)シニアクラブ運営補助金実績報告書(様式5-1)

(2)シニアクラブ運営補助金活動報告書(様式5-2)

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書」(様式 6)によりクラブへ通知する。

(補助金の見直し)

第 14 条 「補助金制度見直し方針」(平成31年(2019年)2月)に基づき、見直しを行うこととする。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4 月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表(補助対象経費及び補助金額)

補助対象経費

I 地域貢献活動に関する経費	ただし、左記のうち、交際費(慶弔費を含む)、酒類、食糧費(飲物及び茶菓子代を除く)、その他シニアクラブの運営及び活動に要する経費として不相当と認める経費を除く。 補助対象経費及び補助上限等の詳細については、「八王子市シニアクラブハンドブック」にて定める。
II 健康づくり・介護予防活動に関する経費	
III 生きがいを高める活動に関する経費	
IV 運営に係る活動に関する経費	

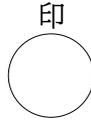
補助金額

定額補助	1クラブあたり月額 7,500 円
人数補助	会員1人あたり月額 150 円

## 交付の条件

1. 補助事業の内容、経費の配分又は活動計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること(軽微なものは除く)。
2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
4. 補助事業が完了したとき、又はこの補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは直ちに額を決定し、1か月以内に実績報告書を市長に提出し、精算すること。ただし、補助対象経費において、支出額が補助金交付済み額を超過しても、それ以上の交付はしない。その支出額が補助金交付済み額を下回った場合は、差額を市に戻入するものとする。
5. 4により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることがある。
6. 次のアからオまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
  - エ 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)
  - オ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。
7. 6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
8. 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
9. 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
10. 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

様式1



年	月	日
---	---	---

八王子市長 殿

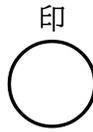
代表者氏名	会長	印
-------	----	---

## シニアクラブ 設立届

シニアクラブを設立しましたので下記のとおり届け出ます。

記

1. 設立総会開催日 (設立日)	年 月 日	
2. クラブ名		
3. 事務所(連絡場所)	場所	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> その他( )
	郵便番号	〒
	住所	
	電話	
4. 会長生年月日	年 月 日生	
5. 主な活動区域		
6. 会員数	人	
7. 会費(月額)	円	
8. 添付書類	<input type="checkbox"/> 会則	



八王子市長 殿

クラブ番号			
		年	月 日
クラブ名			
代表者住所 (事務所)	〒 — 八王子市		
代表者氏名	会 長	印	
電話	( ) —		
メールアドレス			

※アドレスを記入した場合、市からの通知手段はメールのみとなります

年度シニアクラブ運営補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の期間  ~

2. 補助金額  
算出基礎  
定額補助  ×  =

60歳以上の人数  
人数補助  ×  ×  =

3. 予算書 ※市補助金は【定額補助】と【人数補助】の合計。

内容	収入		支出	
前年度繰越金 (自主財源のみ)	①	円	※自主財源 ①+②+③と同額	
会費	②	円		円
	(月・年	円×		
その他 (参加費・寄付等)	③	円		
市補助金 (今回申請額)	④	円	※④と同額	
合計		円		円

前年度市補助金 未使用額	
	円

※市処理欄

※補助事業の内容…様式2-2シニアクラブ運営補助金活動計画書に記載  
 ※その他の提出書類…会員名簿、会則、理由書(該当クラブのみ)





年 月 日

会長 殿

八王子市長

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付により申請のあった 年度八王子市シニアクラブ運営補助金については、次のとおり決定したので、交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

補助金交付決定額	円
活動月数	ヶ月
交付の条件	交付時期： 年 月 日 交付回数：1回 支出の方法：概算払 その他：別紙「交付の条件」のとおり



## 【変更・休止届】

八王子市長 殿

シニアクラブ運営補助金におきまして、下記のとおり、届け出をします。

クラブ名	
代表者住所 (事務所)	〒 八王子市
代表者氏名	会 長 <span style="float: right;">(印)</span>
電話	(       )       -

※ クラブ活動を休止する場合は、クラブの備品や残金の処理について、会員の総意を得て決定すること。

届出区分	変 更 ・ 休 止
年月日	年 月 日
理由	

※ 変更の場合は下記の該当する項目のみ記入する。

※ **\*の項目が変更になった場合は、「口座振替依頼書」もご提出ください**

変更区分	新	旧
クラブ名*		
住所* (事務所)	〒 八王子市	〒 八王子市
代表者氏名*	会長	会長
電話番号	(       )       -	(       )       -
会長印	(印)	(印)
メールアドレス		

※アドレスを記入した場合、市からの通知手段はメールのみとなります



八王子市長 殿

クラブ番号			
		年	月 日
クラブ名			
代表者住所 (事務所)	〒 — 八王子市		
代表者氏名	会 長	印	
電話	( ) —		
メールアドレス			
※アドレスを記入した場合、市からの通知手段はメールのみとなります			

## 年度シニアクラブ運営補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

### 1. 決算書

内容	収入		支出		
前年度繰越金 (自主財源のみ)		円		円	自主財源からの 支出を記載 のこと
会費		円			
その他 (参加費・寄付等)		円			
自主財源小計	①	円	②	円	支出が収入を 上回らないこと
市補助金	③	円	④	円	
合計		円		円	
	①+③の金額		②+④の金額		

### 2. 次年度繰越金管理

区分	決算額		
自主財源 次年度繰越金		円	(①-②)
市補助金 未使用額		円	(③-④)

※市処理欄

※補助事業の成果…様式5-2 シニアクラブ運営補助金活動報告書に記載  
 ※その他の提出書類…活動日誌、出納簿(内訳簿)、領収書、備品台帳



クラブ番号



## 年度シニアクラブ運営補助金活動報告書

活動内容(補助対象の活動)	区分 (①~④)	実施回数	延参加人数
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人
		年 回	年 人

※区分欄は、①地域貢献活動、②健康づくり・介護予防活動、  
③生きがいを高める活動、④運営に係る活動の4つの区分から  
当てはまる番号を記入してください。

年 月 日

会長 殿

八王子市長

### 補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度八王子市シニアクラブ  
運営補助金については、次のとおり補助金の額を決定したので、交付要綱第13条の  
規定に基づき通知します。

交付決定額	円
交付済額(A)	円
交付確定額(B)	円
精算額(A) - (B)	円
備考	